

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三
 - 告示
 - 計量器の定期検査を実施する件 三
 - 県営土地改良事業計画を定めた件二件 三
 - 保安林の指定施業要件を変更する件 三
 - 公告
 - 落札者を決定した件 三
 - 随意契約の相手方を決定した件 三
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三
- 福島県教育委員会 四
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 四
- 福島県公安委員会 四
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 四

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭

和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二「福島さくら農業協同組合の項中」、「内郷支店」、「玉川支店、鹿島支店」及び「渡辺支店」を削る。

附 則

この規則は、令和元年六月十日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年五月二十八日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
南会津郡檜枝岐村	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第329号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） 、分銅及びおもり	七月二日 午後二時三〇分から 午後四時まで	尾瀬檜枝岐山旅案内所
同 郡只見町		七月三日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	只見町役場下庁舎
同 郡南会津		同 午後一時から 午後二時まで	只見町明和振興センター
		同 午後三時から 午後四時まで	南会津町伊南会館
		七月四日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	南会津町南郷総合支所

同 郡下郷町	右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月一六日 午後二時から 午後四時まで	南会津町館岩会館
			七月一七日 午前九時三〇分から 午後一時まで	南会津町御蔵入交流館
			七月一八日 午前九時三〇分から 午後一時まで	下郷ふれあいセンター
		七月一九日から八月一六日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで		福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町及び同郡南会津町	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	一〇月一日から一一月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
------	------------------------------	------------	----------------	-------	----------------------------------

（計量検定所）

福島県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、地見

城地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年五月二十九日から
同 年六月十七日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、山口地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年五月二十九日から
同 年六月十七日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和元年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡西会津町群岡字惣蔵沢甲三〇八二の一、甲三〇八二の二、甲三〇八二の四、甲三〇八二の五、甲三〇八二の二六から甲三〇八二の二九まで、甲三〇八二の三四、字境ヶ沢甲三〇八二の一、甲三〇八二の三から甲三〇八二の一〇まで、甲三〇八二の

公 告

一二から甲三〇八二の二〇まで、甲三〇八二の二九、甲三〇八二の三〇、甲三〇八二の三四、甲三〇八二の三五、甲三〇八二の三八、甲三〇八二の四一、甲三〇八二の四四、甲三〇八二の五三、甲三〇八二の六二、甲三〇八二の八二、甲三〇八二の八八、甲三〇八二の九〇、甲三〇八二の一四から甲三〇八二の一八まで、甲三〇八二の一三四から甲三〇八二の一三六まで、甲三七九五の口

二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公告第29号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成31年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 落札金額
71,940,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年2月12日

(施設管理課)

公告第30号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成31年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守等に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条

及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成31年度住る民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守等に関する業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
60,969,908円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（市町村行政課）

公告第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和元年五月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
会津宮川土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 鈴木 恭二 河沼郡会津坂下町大字牛川字西村中三〇五九番地

（農村計画課）

福島県教育委員会

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（技能労務職員の年次有給休暇）

第二十三条の二 年次有給休暇が十日以上与えられた技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）に対しては、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち五日について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条第七項の規定による年次有給休暇の時季指定を校長が行うものとする。ただし、職員が前条第一項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、同法第三十九条第八項の規定により取得した日数分を五日から控除するものとする。

2 校長は、前項の規定により時季指定を行った場合には、年次有給休暇時季指定（変更）通知書（第九号様式）により、その旨を職員に通知しなければならない。

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第23条の2関係）

年次有給休暇時季指定（変更）通知書			
			年 月 日
様			
福島県立			学校長 印
あなたの有する年次有給休暇のうち 日について、下記のとおり時季を指定します。 (指定した時季を変更します。)			
記			
1 指定する（した）年次有給休暇の期間			
年	月	日	から
年	月	日	まで
			日間
2 変更後の年次有給休暇の期間			
年	月	日	から
年	月	日	まで
			日間

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この通知書は、2部作成し、うち1部は校長が保管すること。
- 3 通知を受けた技能労務職員が、指定された時季に年次有給休暇を取得する際は、福島県立学校の管理運営に関する規則第23条第1項の手続を要すること。
- 4 時季指定の対象は、技能労務職員のみであること。

この規則は、公布の日から施行する。

(高校教育課)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5月28日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第1号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「運転操作の妨げとなるような服装をし、又は」を削る。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

(交通企画課)